

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月9日（令和6年（行情）諮問第545号及び同第546号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第229号及び同第230号）

事件名：情報収集等活動費支払決議書に該当する文書の一部開示決定に関する件

情報収集等活動費支払決議書に該当するもののうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）及び（2）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書65」といい、文書1ないし文書23を併せて「本件対象文書1」といい、文書2ないし文書65を併せて「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月26日付け防官文第11470号、同年8月2日付け同第16787号並びに令和6年2月8日付け同第2396号及び同第2394号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書1及び審査請求書2（原処分1及び原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ ないしオ（略）

(2) 審査請求書 3 及び審査請求書 4 (原処分 3 及び原処分 4 について)

ア 上記 (1) アと同旨。

イ及びウ (略)

エ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

第 3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

(1) 原処分 1 及び原処分 3 について (諮問第 5 4 5 号)

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書 1 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 5 月 2 6 日付け防官文第 1 1 4 7 0 号により、文書 1 について、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 6 年 2 月 8 日付け同第 2 3 9 6 号により、文書 2 ないし文書 2 3 について、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 3) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 3 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分 2 及び原処分 4 について (諮問第 5 4 6 号)

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書 2 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 8 月 2 日付け防官文第 1 6 7 8 7 号により、文書 2 4 について、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った後、令和 6 年 2 月 8 日付け同第 2 3 9 4 号により、文書 2 ないし文書 2 3 及び文書 2 5 ないし文書 6 5 について、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 3) を行った。

本件審査請求は、原処分 2 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分 1 及び原処分 3 について (諮問第 5 4 5 号)

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障

が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分3においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イないしオ（略）

カ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかには本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分4について（諮問第546号）

ア 上記(1)アと同旨。ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのを「原処分2及び原処分4」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」と読み替える。

イないしエ（略）

オ 上記(1)カと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」と読み替える。

カ（略）

キ 上記(1)キと同旨。ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのを「原処分2及び原処分4」と読み替える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月9日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第545号及び同第546号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月22日 審議（同上）
- ④ 令和8年5月19日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年6月10日 令和6年（行情）諮問第545号及び同第546号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を

求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1は、開示請求書の「【裏面をご参照下さい】」との記載及び添付資料から、北部情報保全隊本部の保有する行政文書ファイル「令和3年度金銭会計の業務（5年保存）」内に格納された「情報収集等活動費支払決議書」の開示を求めているものと解し、本件対象文書1を特定した。

イ 本件請求文書2は、開示請求書の「防官文第11470号（2023.3.28一本本B3327）で残りの部分とされた全て」及び「当該請求（2023.3.28一本本B3327）の後に作成された全て」との記載から、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及びそれ以降（本件請求文書2の開示請求受付日である令和5年6月6日まで）に作成された同種の文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書2を特定した。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）ア及びイの本件対象文書の特定方法について、いわゆる特定漏れをうかがわせるような問題はない上、上記（1）ウの保管状況及び探索結果を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊内の担当者や債権者の特定につながる情報及び使用目的など、自衛隊情報保全隊の情報収集等活動費に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、情報収集等活動費に関わる自衛隊内の担当者及び債権者が特定され、情報を得ようとする者から直接その個人を狙った不当な働きかけが行われるおそれがあり、また、防衛省・自衛隊の情報関心並びに情報の収集及び分析能力が推察され、自衛隊の任

務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第545号)

「情報収集等活動費支払決議書」に該当するもの全て。

**【裏面をご参照下さい】**

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第546号)

「情報収集等活動費支払決議書」に該当するもの全てのうち防官文第11470号(2023.3.28一本本B3327)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.3.28一本本B3327)の後に作成された全て。

### 2 本件対象文書

- 文書1 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年6月18日)
- 文書2 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年6月30日) ①
- 文書3 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年6月30日) ②
- 文書4 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年7月5日)
- 文書5 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年10月7日)
- 文書6 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年10月8日)
- 文書7 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年10月26日)
- 文書8 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年10月28日)
- 文書9 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年11月11日)
- 文書10 情報収集等活動費支払決議書 (令和3年12月10日)
- 文書11 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年2月4日)
- 文書12 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月1日)
- 文書13 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月8日) ①
- 文書14 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月8日) ②
- 文書15 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月9日)
- 文書16 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月10日) ①
- 文書17 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月10日) ②
- 文書18 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月18日)
- 文書19 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月23日)
- 文書20 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月24日)
- 文書21 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月30日)
- 文書22 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年3月31日)
- 文書23 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年4月11日)
- 文書24 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年5月13日)
- 文書25 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年5月26日)

文書26 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年5月27日)  
文書27 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年6月22日)  
文書28 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年8月23日)  
文書29 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年8月26日)  
文書30 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年8月31日)  
文書31 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年9月9日)  
文書32 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年10月7日)  
文書33 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年10月28日)  
文書34 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月1日) ①  
文書35 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月1日) ②  
文書36 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月15日)  
文書37 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月18日)  
文書38 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月25日)  
文書39 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年11月30日)  
文書40 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年12月2日) ①  
文書41 情報収集等活動費支払決議書 (令和4年12月2日) ②  
文書42 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年1月11日)  
文書43 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年1月30日)  
文書44 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月6日)  
文書45 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月7日)  
文書46 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月13日)  
文書47 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月15日)  
文書48 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月17日) ①  
文書49 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年2月17日) ②  
文書50 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月15日) ①  
文書51 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月15日) ②  
文書52 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月16日)  
文書53 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月17日)  
文書54 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月22日) ①  
文書55 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月22日) ②  
文書56 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月23日) ①  
文書57 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月23日) ②  
文書58 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月23日) ③  
文書59 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月24日) ①  
文書60 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月24日) ②  
文書61 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月28日)  
文書62 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年3月30日)  
文書63 情報収集等活動費支払決議書 (令和5年4月24日)

- 文書 6 4 情報収集等活動費支払決議書（令和 5 年 4 月 2 5 日）  
文書 6 5 情報収集等活動費支払決議書（令和 5 年 5 月 1 8 日）

## 別表

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1 及び 文書 2 4	文書中の一部	これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員及び債権者が特定され、情報を得ようとする者から不当な働きかけが直接行われるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、じ後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2 ないし文書 2 3 及び文書 2 5 ないし文書 6 5	1 枚目の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員及び債権者が特定され、情報を得ようとする者から不当な働きかけが直接行われるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、じ後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。